

社会福祉法人あだち福祉会 行動計画（第5回）

法人の職員が働きやすい雇用環境を整備し、その能力を十分に発揮できるよう次世代育成支援対策推進法に基づき次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

2 内容

目標： 期間雇用者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり、平均年間12日以上とする。

<対策>

☆年次有給休暇取得義務5日については毎年12月までに取得する。

☆年1回年次有給休暇の取得状況を確認する。

☆令和6年4月1日より適用